

相模原市監査委員公表第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、都市建設局都市建設総務室、技術監理課及び土木部各課の定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成20年11月25日

相模原市監査委員 田 中 勝 年

同 石 橋 忠 文

同 佐 藤 賢 司

同 落 合 芳 平

## 1 監査の期日

平成20年11月25日

## 2 監査の対象及び方法

この監査は、都市建設局都市建設総務室、技術監理課及び土木部各課において、平成20年度（平成20年9月末日まで）に執行した次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、抽出により実施した。

### (1) 都市建設総務室

ア 各事業の支出に関する事務

### (2) 技術監理課

ア 各事業の支出に関する事務

### (3) 土木政策課

ア 各事業の支出に関する事務

### (4) 土木システム推進室

ア 各事業の委託料の支出に関する事務

### (5) 国県道対策課

ア 各事業の支出に関する事務

### (6) 道路管理課

ア 各事業の委託料の支出に関する事務

### (7) 道路整備課

ア 各事業の委託料の支出に関する事務

イ 各事業の工事請負費の支出に関する事務

### (8) 道路用地室

ア 各事業の補償、補填及び賠償金の支出に関する事務

### (9) 道路補修課

ア 各事業の委託料の支出に関する事務

イ 各事業の工事請負費の支出に関する事務

ウ 各事業の補償、補填及び賠償金の支出に関する事務

### (10) 下水道管理課

ア 各事業の委託料の支出に関する事務

イ 各事業の工事請負費の支出に関する事務

### (11) 下水道整備課

ア 各事業の委託料の支出に関する事務

イ 各事業の工事請負費の支出に関する事務

(12) 河川整備課

- ア 各事業の委託料の支出に関する事務
- イ 各事業の工事請負費の支出に関する事務

(13) 南土木事務所

- ア 各事業の委託料の支出に関する事務
- イ 各事業の工事請負費の支出に関する事務
- ウ 各事業の補償、補填及び賠償金の支出に関する事務

(14) 城山建設課

- ア 各事業の支出に関する事務

(15) 津久井建設課

- ア 各事業の支出に関する事務

(16) 相模湖建設課

- ア 各事業の支出に関する事務

(17) 藤野建設課

- ア 各事業の支出に関する事務

3 監査の結果

都市建設局都市建設総務室、技術監理課及び土木部各課における財務に関する事務の執行は、おおむね良好と認められた。

なお、事務処理上留意すべき事項のうち軽易なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善又は検討を求めている。